

R7 町後公園遊具設置業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名 R7 町後公園遊具設置業務委託

2 業務の目的

町後公園内に設置している遊具の経年劣化が著しいため、既存遊具を撤去し、新たに遊具を設置することにより、安心、安全、快適な公園環境を提供する。

3 業務内容 既存遊具撤去及び遊具新設等（別紙仕様書のとおり）

4 業務期間

契約締結の日から、令和8年3月13日（金）までとする。ただし、事情により期間を延長する必要がある場合は、期間を延長することがある。

5 履行場所 霧島市 隼人町神宮一丁目 地内

6 見積限度額 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

8 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- （1） 法人格を有している者であること。
- （2） 霧島市建設工事等入札参加資格審査要領（平成17年霧島市告示第36号）により市での競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有している者であること。
また、競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- （3） 霧島市物品購入等に係る指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第38号）及び霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）による指名停止を受けていないこと。
- （4） 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- （6） 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- （7） 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、

- 代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) (一社) 日本公園施設業協会の S P 及び S P L 認定製品を設置できるものであること。
- (9) (一社) 日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置できること。

9 募集内容

(1) 募集方法

以下の 2 通りの方法のいずれかで実施要領等を受け取り、参加申請書等を以下により提出すること。

① 霧島市建設部建設施設管理課で直接受け取る。

② 霧島市ホームページからダウンロードする。

ホームページアドレス <http://www.city-kirishima.jp>

(2) 参加申込み

ア 申込み方法

参加申込書等(「20 提出書類」の書類番号 1)を期限内に提出する。

イ 参加申し込み期間

7 月 14 日(月)から 7 月 29 日(火) 17 時 00 分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送(信書便に準ずる方法)

※持参の場合は、9 時～17 時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 企画提案書(「20 提出書類」の書類番号 2～6)

ア 提出期限 8 月 20 日(水)

イ 提出場所 霧島市役所建設部建設施設管理課

ウ 提出方法 持参又は郵送(信書便に準ずる方法)

※持参の場合は、9 時～17 時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

10 候補者決定方法

業務委託の契約相手方となる候補者の選定については、本市で設置する選定委員会において、企画提案書等を提出した事業者(以下「企画提案者」という。)の審査及び選定を厳正にかつ公平に行い、優先交渉候補者及び次点者を決定する。

- (1) 選定は、提出書類の審査により行う。また、企画提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、ヒアリングを実施する。
- (2) 各選定委員の審査結果を参考に、選定委員会で協議を行い優先交渉候補者及び次点者を選出し、順次随意契約の交渉を行う。ただし、審査結果によっては、次点者との交渉は行わない場合もある。
- (3) 参加者が 1 者の場合でも審査を行い、提案内容の審査及び提案事業者への委託の可否の協議を行う。
- (4) 選定結果は、参加者すべてに通知する。
- また、優先交渉候補者は、その法人名を霧島市ホームページにて公表する。

なお、審査の経過などに関する問合せには一切応じない。

11 選定委員会の構成

選定委員会は、市職員、外部有識者等で構成する。

12 募集要領に関する質疑及び回答

(1) 受付期間

令和7年7月14日（月）（ただし、参加資格審査結果通知日以降とする。）から令和7年7月31日（木）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式4）に必要事項を記入し、事務局宛（後述）に電子メールで送信すること。E-mail タイトルを「プロポーザル質問書【町後公園遊具設置業務委託】（会社名）」とし、電子メールを送信した後に、担当者まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答

質問者を特定できないようにした上で、ホームページ上で回答する。

13 ヒアリング

企画提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、ヒアリングを実施する。日時や場所等詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングは非公開とする。

(1) 持ち時間は各提案者10分（説明5分、質疑5分）程度とする。

(2) 説明内容は企画提案書に沿ったものとし、企画提案書等の差替え、追加資料の提出、模型等の持ち込み、動画の映像による説明は不可とする。

(3) パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いた説明は可とし、使用するスクリーン、プロジェクターは市で準備する。

(4) 出席者は、現場に配置予定の技術者を含め3名以内とする。

14 審査結果 8月下旬に文書で結果を通知する。

15 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 参加申込提出期限 | 令和7年7月29日（火）午後5時 |
| (2) 業務に関する質問期限 | 令和7年7月31日（木） |
| (3) 質問への市からの回答 | 市ホームページ上で随時行う |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年8月20日（水）午後5時 |
| (5) 結果通知 | 令和7年8月下旬 |
| (6) 契約締結 | 令和7年9月上旬 |

16 契約の締結

優先交渉候補者に選定された者は、本市と契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点の事業者と交渉する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づくものとする。ただし、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

17 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 募集要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を提示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。

18 その他

- (1) 提出された企画提案書の著作権は提出した事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等及びプレゼンテーション用資料の複製及び内容が無償で利用できるものとする。
なお、第三者の著作物の使用に関する責任は、当該事業者が全て負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は事業者が無断で事業者選定以外の目的に使用しないが、霧島市情報公開条例(平成17年11月7日条例第10号)に基づく公文書開示請求の対象となるため、公開することがある。
- (4) 提出された書類等は一切返却しない。
- (5) 契約締結まで至った事業者の企画提案書の著作権は、本市に帰属する。
- (6) 現場確認は、自由に行うことができる。ただし、施設の一般利用者に十分配慮すること。
- (7) 提出後の提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 提出書類の記入においては、霧島市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (11) 企画提案は、1業者につき1案とする。

19 書類提出要領等

- (1) 書類の提出部数及び要領

①「20 提出書類」の書類番号1 1部

②「20 提出書類」の書類番号2 1 部

③「20 提出書類」の書類番号3～6 11 部

※A4版フラットファイルに左綴じすること。

※表紙と背表紙に、業務名と応募事業者名を記入すること。

(2) 書類留意事項

① 書類は正確かつ簡潔な内容とし記入枠が不足する場合は、枠を適宜広めて記入すること。ただし、できるだけ簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付する場合は、過大なものにならないよう留意すること。

② 提案書は、読み易さや簡潔さに留意すること。カラー印刷での提出も可とする。

20 提出書類

書類 番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（様式1）	令和7年度霧島市競争入札参加資格で霧島市に届けている印鑑を押印すること。
2	見積書（様式2）	① 見積書（様式2）と詳細な内訳明細（参考様式1、2）を添付すること。 ② 霧島市競争入札参加資格で、霧島市に届け出ている印鑑を押印すること。 なお、当該見積書をもって契約額となるものではない。 ③ 見積書には、既存遊具の撤去費用、新設遊具の調達・搬入・取付費用等一切の費用を含むこと。 ④ 見積書は、原則1部とする。 ⑤ 見積金額は総額とし、消費税を加算した金額とする。
3	提案書	① 新設遊具の写真又はイメージ図（カラーとする。できる限り完成品に近いものとする。） ② 新設遊具の規格・寸法のわかる平面図及び立面図 ③ 新設遊具、他の既存遊具を含めた配置図及びイメージ図 ④ 新設遊具の特徴に関すること ⑤ 遊具の安全対策に関すること ⑥ 新設遊具のメンテナンスに関すること ⑦ その他参考となる資料 ※ 任意様式とし、書式、枚数、縦横等の規格は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、膨大にならないこと。ページ番号を付すこと。
4	業務工程表	業務期間中の業務スケジュール（任意様式）
5	配置予定技術者届書（様式3）	本業務を行う場合に、現場に配置する技術者を記載すること。
6	業務実績（様式4）	過去10年に完了したもの及び現在実施中のもの
7	質問書（様式5）	

21 事務局

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所 建設部 建設施設管理課 公園管理グループ

（担当：落水田、柳井田）

TEL 0995-55-4071 Fax 0995-47-1441

E-mail: ken-cho@city-kirishima.jp

※事務取扱時間等 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。

様式 1

令和 年 月 日

霧島市長 中重 真一 様

所在地

会社名

代表者

㊞

R7 町後公園遊具設置業務委託業務公募型プロポーザル参加申込書

R7 町後公園遊具設置業務委託に係るプロポーザルについて、当社は提案者に求められる資格要件を満たしていますので、下記のとおり申し込みます。

記

- | | | | | |
|---|-------------|-----------------|----|------|
| 1 | 業務名 | R7 町後公園遊具設置業務委託 | | |
| 2 | 霧島市競争入札参加資格 | 霧島市建設工事等入札参加資格 | あり | ・ なし |

※該当する項目に○をつける。

【連絡先（担当者）】

- 1 所属
- 2 氏名
- 3 電話番号
- 4 F A X 番号
- 5 E-mail

様式 2

見 積 書

令和 年 月 日

(提出先) 霧島市長 中重 真一 様

住所 (所在地)

商号又は名称

氏 名

印

次のとおり見積りいたします。

一 金 円

(消費税及び地方消費税を含む)

業務名：R7 町後公園遊具設置業務委託

※霧島市競争入札参加資格で、霧島市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。

配置予定技術者届出書

令和 年 月 日

霧島市長 中重 真一 様

住所（所在地）

商号又は名称

氏 名

印

下記の業務を請け負う場合に、実施要領に基づき現場に配置する技術者を届け出ます。

- 1 委 託 名 R7 町後公園遊具設置業務委託
- 2 工 期 契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで
- 3 配置予定技術者

区分	氏 名	保 有 資 格
第 1 候補		
第 2 候補		
第 3 候補		

- ※ 1 届出時に配置予定技術者が特定できず複数の候補者が存在する場合は、候補者全員を配置予定技術者として記載すること。
- 2 記載された資格に係る認定証の写しを添付すること。
- 3 参加申込者と直接雇用関係（3 か月以上）にあることが確認できる書類を添付すること。
- 4 届け出た技術者の変更は、真にやむを得ないとして発注者が承認した場合を除き、原則として認めない。やむを得ず変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等の資格・技能等を有すると発注者が承認した者を配置すること。

業 務 実 績

(類似業務の実績を記入)

契約相手方	業 務 名	業 務 概 要	履行期間
			契約金額
(その他特記すべき事項)			

【記載上の注意】

- (1) 実績は、過去 10 年に完了したもの及び現在実施中のもの。
- (2) 欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- (3) 実績を示す資料（契約書のかがみ、報告書の概要等）を添付すること。

令和 年 月 日

質 問 書

霧島市長 中重 真一 様

商号又は名称

所属部署

担当者名

電話番号

メールアドレス

R7 町後公園遊具設置業務委託業務の募集に関し、質問がありますので、提出します。

質問事項	
質問内容	

※質問は簡潔に取りまとめて記載すること。

※メールタイトルは「プロポーザル質問書【町後公園遊具設置業務委託】(会社名)」とし、送信後、送信の確認電話をお願いします。(mail:ken-cho@city-kirishima.jp)

評 価 基 準

	評価項目	評価の着眼点	配点
1	新設する遊具の魅力	子ども達の好奇心を刺激する遊具の構成になっており、魅力がある。	1 0
2	遊具の配置・構成・公園全体との一体性	遊具がバランス良く配置・構成されている。また、公園全体と一体性がある。	2 0
3	安全に対する配慮	子どもたちが安全・安心に遊具で遊べるよう配慮されており、安全対策が十分に講じられている。	2 0
4	見積額の評価	提案内容に要する経費が適正である。(費用対効果)	1 0
5	維持管理	耐久性のある材料を使用し、補修や部材交換等のメンテナンス性に優れている。	2 0
6	施工計画	詳細な工程計画であり、実現性がある。	1 0
7	本業務の業務執行体制	本業務の業務執行体制が整っている。	1 0
			1 0 0

評価区分 A 優れた提案である (配点×1.0)

B やや優れた提案である (配点×0.75)

C 標準的な提案である (配点×0.5)

D やや劣った提案である (配点×0.25)

E 評価できない提案である (配点×0)

- ・ 参加者が1者のみの場合も審査を実施する。
- ・ 合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。参加者が1者のみの場合も同様とする。

委託費内訳書

(R7 町後公園遊具設置業務委託)

委託費合計額				円（消費税込）			
区分	工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要
							第 号単価表
							第 号単価表
							第 号単価表
							第 号単価表
							第 号単価表
計							
諸経費							第 号単価表
業務価格							
消費税							
業務委託料							

参考様式 2

[illegible]